

郵政民営化について

一般社団法人 第二地方銀行協会

私どもは、予ねてより、郵政民営化法の基本理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行について、①バランスシートの規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底、④金融システムの安定、⑤民間金融システムへの融和、が重要であると申し上げてきました。

以下、郵政民営化の進捗状況について、私どもの評価と期待を申し上げます。

1. これまでの郵政民営化に対する評価

(1) 株式の売却

足許では、政府が保有する日本郵政株式の保有割合は約36%にまで低下（郵政民営化法において3分の1超の保有義務あり）したものの、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式の保有割合は約60%であり、引き続き、民間金融機関との公平な競争条件が確保されない状態が続いていると考えております。

加えて、中期経営計画「JPビジョン2025」では、「できる限り早期に保有割合50%以下を目指す」との方針が示されておりますが、郵政民営化法で求められている全部処分を目指した道筋は示されておられません。

(2) 預入限度額

2019年4月に通常貯金と定期性貯金の預入限度額が、それぞれ1300万円に引き上げられましたが、政府による間接的な出資が残り、完全民営化に向けた道筋が示されない中で、引き上げが行われたと考えています。

なお、限度額の引き上げに先立ち、2018年12月の郵政民営化委員会意見（「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」）では、日本郵政グループ及び政府に対し、①「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること」、②「将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却すること、を条件に通常貯金の限度額について検討すること」が示されました。

この点、インセンティブの撤廃およびゆうちょ銀行株式の売却については実施されたと承知しておりますが、「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築」については、具体的に示されていないと考えております。

(3) 新規業務

ゆうちょ銀行は、2021年4月に「フラット35の取扱い等」について、2022年3月に「投資一任契約の締結の媒介業務」について認可を得、それぞれサービスを開始しておりますが、前述のとおり、民間金融機関との公平な競争条件が確保されない中で新規業務が開始されたと考えております。

なお、当業態では、これら新規業務の認可申請に関し、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が業容を拡大することの是非をはじめ、不正防止策、顧客本位の取組みの定着状況等について十分な検証が必要である旨を指摘いたしました。この点、認可申請に対する郵政民営化委員会の意見においても、ゆうちょ銀行の業務遂行能力・業務運営態勢、利用者保護やリスク管理の取組について、継続的に確認することを関係当局に求め、その結果を同委員会に報告するとされており、適切なモニタリングが継続的に行われているものと認識しております。

(4) 連携・協調

ゆうちょ銀行が、ATM提携、全銀システムを通じた相互入金、地域活性化ファンドへの共同出資などにより民間金融機関との連携・協調を進めてきたことは評価しており、これまでと同様に、地方創生の観点から、更なる連携・協調を行っていただきたいと考えております。

ただし、こうした取組みは、公平な競争条件の確保が大前提であり、かつ預入限度額の再引上げなど民間金融機関との新たな競合・対立を生じかねない措置は厳に慎むべきと考えております。

2. 今後の郵政民営化への期待

当協会が申し上げてきた国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するための5つの原則に基づき、引続き審議・検討していくことが重要であると考えます。

(1) 株式の処分

郵政民営化法では、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式について、その全部を処分することを目指すとされております。この点、2021年4月の郵政民営化委員会意見（「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する民営化委員会の意見」）においても、「金融二社株式の処分を進めるとともに、処分の時期・量について説明責任を果たす必要がある」とされており、今後、全部処分に向けた道筋が具体的に示されることを期待します。

(2) 預入限度額

上述のとおり、2018年12月郵政民営化委員会意見（「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」）で示された条件は、必ずしも達成されていないと考えております。今後も「預入限度額の見直し」ありきではなく、完全民営化に向けた具体的な道筋や、上記条件の達成状況の検証・評価を踏まえ慎重な検討を行うべきと考えます。

(3) 新規業務

政府の間接的な出資が残る間は、公平な競争条件は確保されない状態であり、新規業務は慎重に検討・判断すべきと考えます。まずは、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが必要であり、それなしに新規業務は認められるべきではありません。

なお、郵政民営化法においては、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が50%を下回り、新規業務について届出制に移行した際も、「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」とされております。この点は、改正郵政民営化法の附帯決議にも盛り込まれた点であり、十分勘案すべきと考えます。

(4) 連携・協調

地域経済は、人口減少・高齢化等が進む中で様々な課題を抱え、また、地域の中小企業の経営環境も厳しい状況にあります。こうした中では、地域の民間金融機関に対し、従来にも増して、地方創生に向けた取り組みが期待されております。

公平な競争条件の確保が大前提ではありますが、民間金融機関とゆうちょ銀行がそれぞれの機能やネットワーク等を活用しつつ、各地域において連携・協調を進展させ、地方創生に向けた取り組みが加速されることを期待しております。

(5) まとめ

郵政民営化委員会および関係当局においては、私どもが申し上げてきた基本的な考え方も踏まえて、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある審議・検討が、引き続き行われることを強く希望いたします

合わせて、郵政民営化委員会や関係当局における検討状況や今後のスケジュール等については、前広に情報開示が行われることを期待いたします。

以 上